

資料 1 - 3

地域包括支援センターのブランチ（在宅介護支援センター）の設置・廃止について

1. ブランチの設置

(1) 平成 26 年 4 月 1 日から設置するブランチ（在宅介護支援センター）、担当区域等

	センター名	担当区域	管轄する地域包括支援センター
ア	長野市在宅介護支援センター 新町病院（仮称）	信州新町地区	長野市中部地域包括支援センター
イ	長野市在宅介護支援センター すめらぎ（仮称）	中条地区	長野市中部地域包括支援センター

2. ブランチの廃止

(1) 平成 26 年 3 月 31 日で廃止するブランチ（在宅介護支援センター）、担当区域等

	センター名	担当区域	業務委託廃止の理由
ア	長野市 城山 在宅介護支援センター	第一・第二(一部)・ 芋井地区	委託地域包括支援センターの機能 強化に伴い、ブランチを廃止する。

(2) 平成 26 年 9 月 30 日で廃止するブランチ（在宅介護支援センター）、担当区域等

	センター名	担当区域	業務委託廃止の理由
ア	長野市在宅介護支援センター 長野松代総合病院	松代地区	平成 26 年 10 月 1 日から地域包括 支援センターへ移行するため。

*ブランチ業務の委託期間は、平成 26 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までとします。

※ ブランチ業務

住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」の設置及び業務の協力に関する事業を行うこと。